

指定学校変更に関する基準

平成27年6月16日改正

| 区分 | No. | 理由 | 具体例 | 申請書類 | 関係書類 | 許可期間 | 備考 |
|-------|------|-----------------|---|--|---------------|------------------------------|--|
| 身体的理由 | ① | 病弱、身体の障害等に関する理由 | 病弱、虚弱、肢体不自由等の身体的理由により希望する学校の方が通院、通学等において、利便性、安全性の面から児童生徒の負担が軽減されると認められる場合 | 指定学校変更申立書、診断書等疾病状況が確認できる書類、誓約書 | 学校長の意見書 | 必要と認める期間 | |
| 教育的配慮 | ② | いじめ等による精神的な理由 | いじめ等の特別な事情により、引き続き従前の学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合 | 指定学校変更申立書、理由書、誓約書 | 学校長の意見書 | 必要と認める期間 | |
| | ③ | 特別支援学級未設置 | 指定学校に特別支援学級がない場合 | 指定学校変更申立書、誓約書 | 学校長の意見書 | 特別支援学級設置までの期間 | |
| | ④ | 部活動による理由 | 指定学校に希望する部活動がない場合 | 指定学校変更申立書、誓約書、部活動に関する誓約書 | 学校長の意見書 | 当該学年末までの期間、または部活動を退部した日までの期間 | 指定学校に部活動が新設された場合や、部活動への参加状況が低い場合は許可を取り消します。 |
| | ⑤ | 小中学校区不一致 | 福博鎌倉区及び鎌倉区に居住する生徒で、交友関係の維持等を理由に、宇美南中学校への就学を希望する場合 | 指定学校変更申立書、誓約書 | | 卒業までの期間 | 申請期日は、原則として当該年度の2月20日までとする。ただし、その日以降の転居者については、この限りでない。 |
| | ⑥ | 小中学校区不一致 | 浦田区、林崎区及び大名坂区に居住する生徒で、交友関係の維持等を理由に、宇美東中学校への就学を希望する場合 | 指定学校変更申立書、誓約書 | | 卒業までの期間 | 申請期日は、原則として当該年度の2月20日までとする。ただし、その日以降の転居者については、この限りでない。 |
| | 居住理由 | ⑦ | 年度途中の転居 | 最終学年 | 指定学校変更申立書、誓約書 | 学校長の意見書 | 卒業までの期間 |
| ⑧ | | 年度途中の転居 | 中学2年生及び小学5年生の修了日以降の異動 | 指定学校変更申立書、誓約書 | 学校長の意見書 | 卒業までの期間 | |
| ⑨ | | 年度途中の転居 | ⑦、⑧以外の場合(新学期の1学期以降の転居) | 指定学校変更申立書、誓約書 | 学校長の意見書 | 当該学年末までの期間 | |
| ⑩ | | 一時転居 | 住宅の改築等により、一時的に転出・転居するが、従前の学校に引き続き通学する場合 | 指定学校変更申立書、事実が確認できる書類(家屋売買契約書、賃貸借契約書等で期間が明記されたもの)、誓約書 | 学校長の意見書 | もとの居住地に転居するまでの期間 | |
| ⑪ | | 一時転居 | 不慮の自然災害等により一時居住する場合 | 指定学校変更申立書、誓約書 | 学校長の意見書 | もとの居住地に転居するまでの期間 | |
| ⑫ | | 事前就学 | 住居の新築、購入等により転居が確定しているため、あらかじめ転居予定地の学校へ通う場合 | 指定学校変更申立書、事実が確認できる書類(家屋売買契約書、賃貸借契約書等で期間が明記されたもの)、誓約書 | 学校長の意見書 | 転居日までの期間 | |
| 家庭理由 | ⑬ | 勤務等の事情 | 保護者の就労形態、又は疾病等帰宅後の児童生徒を保護監督する者の不在のため、親戚宅等や保護者の勤務先がある校区の学校へ通学する場合 | 指定学校変更申立書、就労証明書、誓約書 | 学校長の意見書 | 当該学年末までの期間 | |
| | ⑭ | 社会的配慮 | 借金の取立てからの逃避や家庭不和(DV)等で緊急避難を要する場合 | 指定学校変更申立書、理由書、誓約書 | 学校長の意見書 | 理由解消までの期間 | |
| その他 | ⑮ | 兄弟関係 | 指定学校の変更が認められた兄弟姉妹と同じ学校に通学することが特に必要であると認められる場合 | 指定学校変更申立書、誓約書 | 学校長の意見書 | 理由解消までの期間、または卒業までの期間 | |
| | ⑯ | その他やむを得ない事情 | その他特にやむを得ない事情があると認められる場合 | 指定学校変更申立書、理由書、誓約書 | 学校長の意見書 | 必要と認める期間 | |

※指定学校の変更の決定を行うにあたっては、児童生徒の通学時の安全が確保されることが前提であり、保護者の送迎が原則です。
(「小中学校区不一致」の場合を除く。)